

三重用水

〒512-1205 四日市市平尾町 2765-3

三重用水土地改良区

TEL 059-326-8166 (FAX 059-326-8167)

E-mail sunyoudo@quartz.ocn.ne.jp

URL <http://mieyousui.com/>

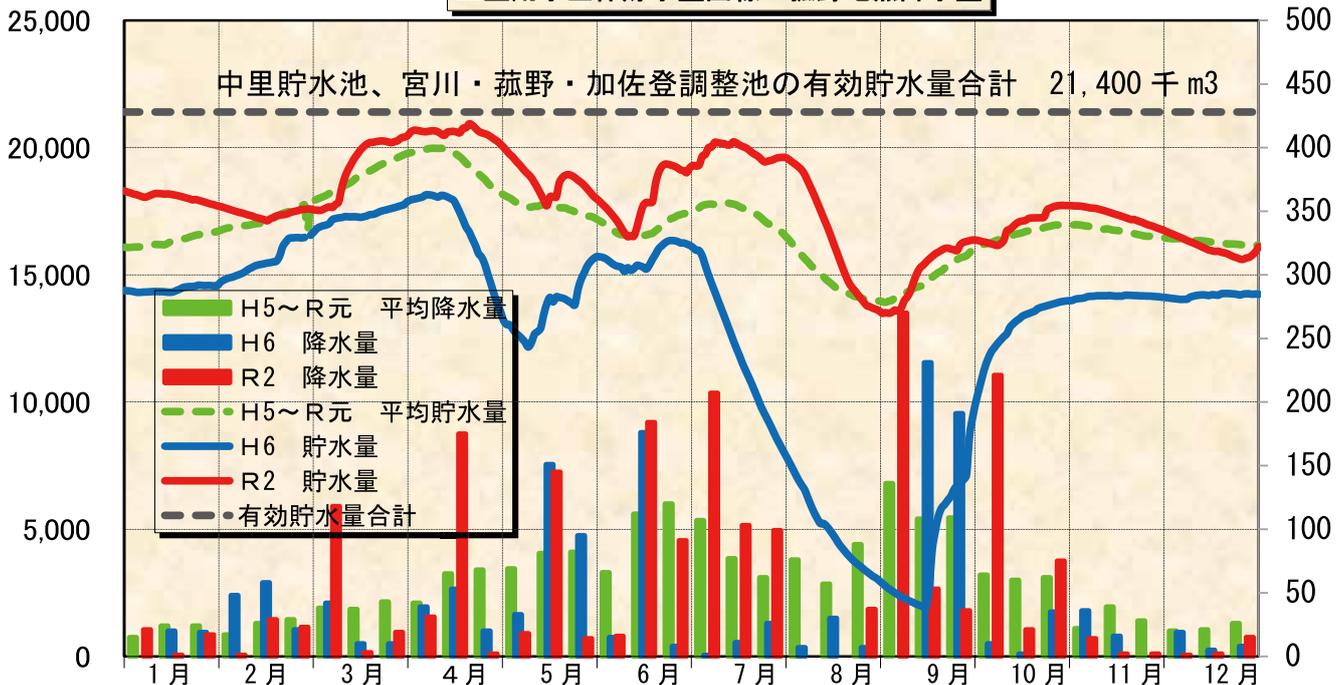


菰野調整池(きらら湖)周辺の遊歩道が整備されキレイになりました！

貯水量(千 m^3)

三重用水全体貯水量曲線・菰野地点降水量

降水量(mm)



令和2年度は、4月中旬頃から通水を始めました。8月上旬から降水量が低下し、貯水量も低下しましたが、9月上旬からの降雨で貯水量は回復しました。皆様方には、常日頃からお協力頂きありがとうございます。

理事長 あいさつ

理事長 森 智 広



組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当改良区の運営並びに業務の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

引き続き、新型コロナウイルス感染症は予断を許さない状況が続き、皆さんの生活に大きな支障をきたしていますが、一層の体調管理に努めていただき、くれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げますとともに、早期の終息を切に願うところです。

当改良区においても、昨年度に引き続き、去る3月17日開催の第56回通常総代会は、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者を大幅に縮小して開催することとして、総代の議決の大半を書面にさせていただきましたが、総代の方々のご理解とご協力により、無事総代会を終えることができました。

さて、令和2年度のかんがい状況について、全国的に暖冬で冬場の降雪量が極端に少なく、1月・2月の降雨も平年に比べ少ない状況という気候で始まりました。

こうした中、当改良区管内の通水状況についても、代かき期の水が不足するのではないかと危惧をしていましたが、幸い3月・4月には平年を上回る降雨に恵まれ、かんがい開始時期には、地元の自己水源である河川流況や井戸の状況は良く、4月8日に給水を開始し、4月11日前後には各地域への通水となりましたが、当初から三重用水への依存度は少なく、4月末時点で115万2千トン、平年比約50%という状況でした。

その後も適度な降雨があり、6月10日頃に梅雨入りとなり、まとまった雨に恵まれ、河川の流況も良好でしたが、梅雨明け後の8月は、猛暑と少雨に見舞われ、三重用水への依存も高まり、かんがい終了時点で1,022万トン、平年比約100%という状況でした。

令和2年度のかんがい状況としては、適度な雨に恵まれ、比較的安定したものでありました。

国の農政の動きとしては、「食料安全保障の確立、国土の保全等に向けての対策を総合的に実施」をスローガンに、競争力強化・国土強靱化のための農業農村整備の計画的な推進と担い手への農地集積・集約化による構造改革の推進等を積極的に進めていくこととしています。

こうしたことにより、私たちの農業を取巻く環境は急激に変化していきますが、このような状況に対応していくためにも、農業の基礎となる水資源の安定供給は不可欠であるという考えのもとに、当改良区が管理しています農業水利施設の適切な維持・更新を図り、さらには当改良区の安定運営を行っていかねばならないと考えていますので、引き続き、組合員の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、国において令和元年度の台風19号(東日本台風)の被害を教訓に既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針が定められ、当改良区もこれに基づき、水資源機構が管理する「打上調整池」、「中里ダム」、「加佐登調整池」、「宮川調整池」、「菟野調整池」において、事前放流による洪水調節容量の確保に向けた治水協定を令和2年度中に、河川管理者、ダム管理者、関係利水者の間で締結し、地域のさらなる安全・安心の確保を図ることに協力をしていくこととしました。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

第56回通常総代会開催



安藤議長（四日市市）



議場（採決）

令和2年度の通常総代会は、前年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響があり、規模を大幅に縮小し、書面議決を中心とした第56回通常総代会を令和3年度3月17日に三重用水土地改良区会議室にて開催されました。

総代会は議長を選出し議事に入り、次の議案が慎重に審議され原案どおり可決、承認されました。

通常総代会議案

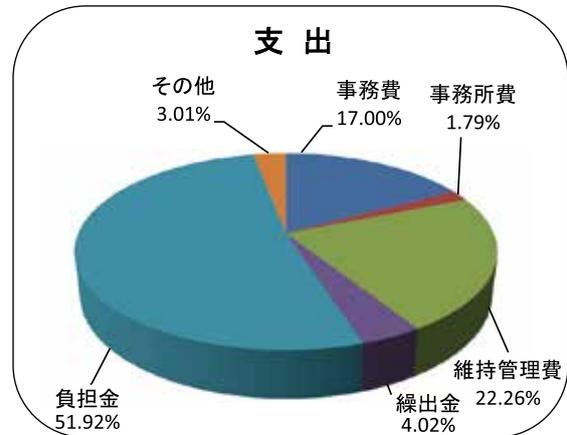
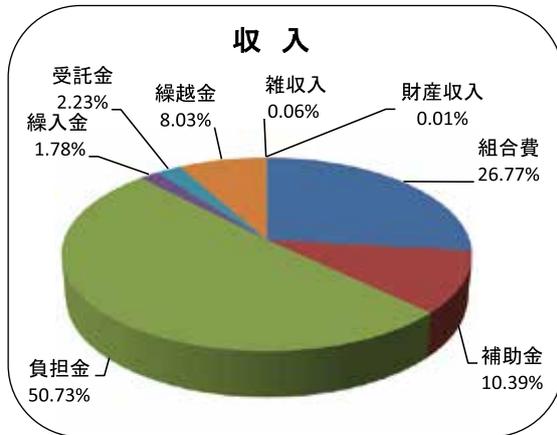
- 第 1 号議案 令和元年度事業報告並びに収支決算及び財産目録の承認について
- 第 2 号議案 令和2年度収支補正予算について
- 第 3 号議案 令和3年度事業計画及び収支予算について
- 第 4 号議案 令和3年度経常賦課金の額並びに賦課徴収の時期及び方法について
- 第 5 号議案 令和3年度加入金の額について
- 第 6 号議案 令和3年度地区除外等決済金額について
- 第 7 号議案 令和3年度一時借入金について
- 第 8 号議案 令和3年度預入先金融機関の決定について
- 第 9 号議案 令和3年度役員等の報酬及び費用弁償について
- 第 10 号議案 三重用水土地改良区地区除外等処理規程の一部改正について
- 第 11 号議案 三重用水土地改良区請負工事等執行規程の一部改正について

☆祝電を頂戴した方々☆

| | | | | |
|----------------|----------|----|-----|---|
| 三重県土地改良事業団体連合会 | 顧問 | 亀井 | 利克 | 様 |
| 全国水土里ネット会長会議 | 顧問 参議院議員 | 進藤 | 金日子 | 様 |
| 全国水土里ネット会長会議 | 顧問 参議院議員 | 宮崎 | 雅夫 | 様 |

令和3年度 当初予算

◆ 一般会計 ◆



収入

(単位:千円)

| 名称 | 金額 | 摘要 |
|---------|---------|------------------------------|
| 1. 組合費 | 60,000 | 経常費賦課金 |
| 2. 補助金 | 23,280 | 経常費補助金、維持管理適正化事業、長寿命化・防災減災事業 |
| 3. 負担金 | 113,693 | 機構管理費 |
| 4. 繰入金 | 4,000 | 特別会計より繰入 |
| 5. 受託金 | 5,000 | 用水路操作受託費 |
| 6. 繰越金 | 18,000 | 令和元年度より繰越 |
| 7. 雑収入 | 123 | 預金利息等 |
| 8. 財産収入 | 13 | 信連出資配当金 |
| 計 | 224,109 | |

支出

(単位:千円)

| 名称 | 金額 | 摘要 |
|----------|---------|---------------------------|
| 1. 事務費 | 38,096 | 俸給給与、法定負担金、需用費、役務費、総代会費等 |
| 2. 事務所費 | 4,020 | 保守点検費、警備保障費、修繕費等 |
| 3. 維持管理費 | 49,899 | 水路維持費、俸給給与、法定負担金、備品費、需用費等 |
| 4. 繰出金 | 9,000 | 特別会計へ繰出し |
| 5. 負担金 | 116,353 | 機構管理費、維持管理適正化事業拠出金等 |
| 6. その他 | 6,741 | 徴収委任手数料等 |
| 計 | 224,109 | |

◆ 特別会計 ◆

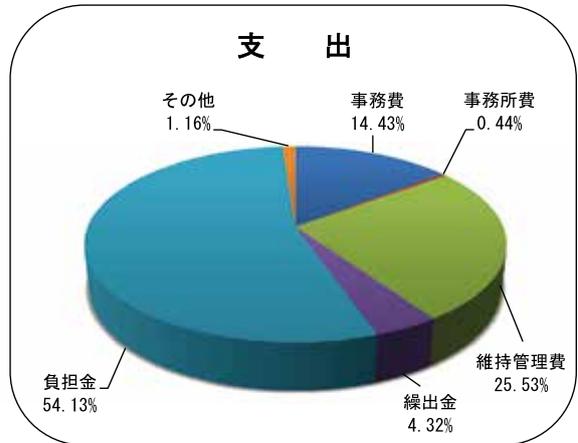
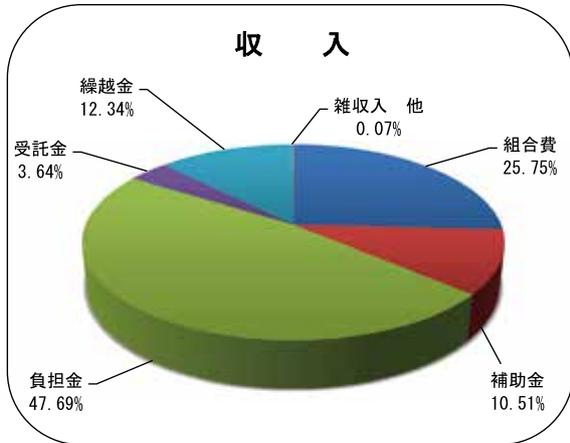
(単位:千円)

| 種別 | 収入 | 支出 |
|-----------|---------|---------|
| 退職給与積立金 | 53,239 | 53,239 |
| 決済金積立金 | 466,054 | 466,054 |
| 基本財産積立金 | 101,955 | 101,955 |
| 施設維持管理積立金 | 76,656 | 76,656 |



令和元年度 収支決算

◆ 一般会計 ◆



収入

(単位:円)

| 名称 | 金額 | 摘要 |
|----------|-------------|------------------------------|
| 1. 組合費 | 59,189,870 | 経常費賦課金 |
| 2. 補助金 | 24,150,000 | 経常費補助金、維持管理適正化事業、長寿命化・防災減災事業 |
| 3. 負担金 | 109,604,000 | 機構管理費 |
| 4. 受託金 | 8,371,000 | 用水路操作受託費 |
| 5. 繰越金 | 28,356,562 | H30年度より繰越 |
| 6. 雑収入 他 | 169,421 | 預金利息 等 |
| 計 | 229,840,853 | |

支出

(単位:円)

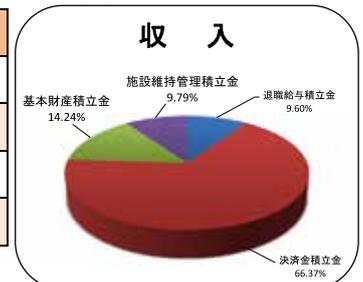
| 名称 | 金額 | 摘要 |
|----------|-------------|----------------------------|
| 1. 事務費 | 30,088,998 | 俸給給与、法定負担金、需用費、役務費、総代会費 等 |
| 2. 事務所費 | 910,170 | 保守点検費、警備保障費、修繕費 等 |
| 3. 維持管理費 | 53,230,357 | 水路維持費、俸給給与、法定負担金、備品費、需用費 等 |
| 4. 繰出金 | 9,000,000 | 特別会計へ繰出し |
| 5. 負担金 | 112,861,795 | 機構管理費、維持管理適正化事業拠出金 等 |
| 6. その他 | 2,421,260 | 徴収委任手数料 等 |
| 計 | 208,512,580 | |

収入支出差引残高 21,328,273円 (次年度繰越金)

◆ 特別会計 ◆

(単位:円)

| 種別 | 収入 | 支出 | 次年度繰越 |
|-----------|-------------|-------------|------------|
| 退職給与積立金 | 67,332,890 | 20,101,366 | 47,231,524 |
| 決済金積立金 | 465,421,549 | 465,421,549 | 0 |
| 基本財産積立金 | 99,881,553 | 99,881,553 | 0 |
| 施設維持管理積立金 | 68,647,602 | 0 | 68,647,602 |



◆ 財産目録 ◆

令和2年5月31日調整 (単位:円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|------|-------------|-------------------------|-------------|
| 流動資産 | 703,182,371 | 長期負債 | 0 |
| 固定資産 | 109,863,708 | 短期負債 (退職・決済金・施設維持管理) | 581,300,675 |
| 計 | 813,046,079 | 計 | 581,300,675 |

経常費賦課金

令和3年度経常費賦課金は、昨年に引続き同額となりました。
事務局では、内外の厳しい農業情勢をふまえ、今後とも事務の合理化、諸経費の節減に努めてまいりますので、組合員の皆様のご協力をお願いします。

1) 令和3年度の賦課基準

| 区 分 | 賦 課 額 (年額) |
|----------------------------------|--|
| 10a当り補給量300m ³ までの地区 | 10a当り1,500円 |
| 10a当り補給量300m ³ を超過の地区 | 300m ³ 超過水量1m ³ について8円を加算、上限額を10a当り5,000円とする。 但し、補給水量が10a当り3,000m ³ を超過する地区については、超過水量1,000m ³ について、500円を上限額に加算する。 |

(注) 1. 休耕地、転作地(給水のない場合)については、10a当り1,000円
2. 特別な地区については、特例地として別に定める。

2) 期別徴収金額(10a当り)及び徴収時期

| 期 別 | 補給量300m ³ までの地区 | 同左300m ³ 超過の地区 | 徴 収 期 限 |
|-------|----------------------------|---------------------------|------------|
| 1 期 分 | 1,000円 | 1,000円 | 令和3年7月31日 |
| 2 期 分 | 500円 | 賦課基準による差額分 | 令和3年12月10日 |

賦課金は各徴収期限内に納付をお願いします。

納付が遅れますと、延滞金が増加されますのでご注意ください。
賦課金は4月1日を基準日とし、所有者又は耕作者に賦課されます。



組合員の皆さんへ お願いとお知らせ!!



こんなときは、組合員資格得喪通知書の提出をお忘れなく!!

| | | |
|----------------|-------|----------------|
| ■ 農地の権利を移動した場合 | | 農地の売買・賃貸借・贈与 等 |
| ■ 組合員が変わる場合 | | 相続・経営移譲 等 |
| ■ 住所・氏名が変わる場合 | | 転居 等 |

※法務局や、農業委員会等の手続きだけでは当土地改良区の名義変更は、されません。

農地を転用される場合の申請について!!

- 受益農地を宅地 等に転用する場合
 - 農地転用等の通知書(1号様式)・地区除外申請書(3号様式)を提出してください。
- 公共事業で農地が買収される場合
 - 地区除外申請書(3号様式)を提出してください。

1㎡当り77円(令和3年度)の決済金が必要です。

※未給水地区の場合は、手数料200円が必要です。



転用農地に係る負担金は残された組合員が負担することとなり、負担の公平が保たれないこととなります。この不公平を防ぐため決済金の支払いが義務づけられています。

上記の届出がないと、従来の組合員に賦課されます。

まずは、受益地の確認を!!

お問い合わせの場合は、事前に該当地の位置図などをファックス等でFAX(059)-326-8167送付していただくと、受益地の確認がスムーズにできますので、ご協力をお願いします。

地区除外申請書及び各通知書は、当土地改良区及び各市町農業委員会にあります。様式印刷は……(ホームページ 三重用水土地改良区 <http://mieyousui.com/>)



農地転用決済金は、譲渡費用として認められています。

土地改良区へ納付した決済金については、一定の要件を満たす場合、譲渡費用とすることができます。

※詳しくは、税務署へお問い合わせください。



三重用水の水には、限りがあります。下記のことにご注意しましょう!!



- ① 水田への掛け流しは、しないで下さい。
- ② 草刈等で水路に落ちた草は、水の流れを妨げるので、各自責任を持って回収して下さい。
- ③ 自己水源等のある地区は、自己水源等から優先的に使用して下さい。



お問い合わせは、TEL 059-326-8166まで!!



水資源機構三重用水管理所からのお知らせ

ドローンを活用した点検や調整池を活用した洪水調整について

三重用水の水路施設は約140kmありますが、水を供給するための目的や役割・規模に応じて、水資源機構が管理する調整池と幹線水路と、三重用水土地改良区に管理を行っていただいている用水路、支線水路等と分けて管理しています。

水資源機構が管理している施設の点検整備についての報告です。機構が管理している調整池について、定期的に巡視し施設に異常がないか確認しています。周辺道路や調整池からの巡視の他、ドローンを使った上空からの点検も実施しています。ドローンの飛行ルートを設定すれば、毎回同じルートで飛行でき、巡視の効率化も図れます。

次は、調整池にある放流ゲート整備の報告です。今年は加佐登調整池の緊急放流ゲートを整備しています。このゲートは、油圧シリンダーの油にじみが進んだため、シリンダーを取り外し工場で分解整備しました。設備の老朽化が進んでおり、施設保全計画に則って点検整備を進めています。

最後に、昨年から取り組んでいます事前放流についての紹介です。「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取り組み」として、利水専用のダムにおいても基準の降雨が予想された場合に、治水容量確保のために事前に放流することになりました。調整池が満水の時、台風などの大雨が予想されるときに、事前放流することがありますので、調整池の下流河川の流量増加にご注意ください。

三重用水は管理開始し28年余りが経過していますが、今後とも三重用水土地改良区と連携しながら、農業用水の安定供給と施設の適切な維持管理に努めてまいります。



菰野調整池の上空から
(ドローンによる撮影)



加佐登調整池の緊急放流ゲート
整備状況

☆ 改良区紹介 ☆

今回の紹介は令和2年度に鶺川原北部土地改良区と合併した、菰野町土地改良区を紹介します。

本土地改良区は令和2年度に鶺川原北部土地改良区と合併し、受益面積1,074ha、組合員数2,216名となる町内ひとつの土地改良区となりました。

町内を東西南北に網羅している受益区域内においては、農業従事者の高齢化が進み、低迷化する農業情勢の中、ほ場整備後40年以上経過している土地改良施設の適正な維持管理を行うため、基幹農業水利施設ストックマネジメント事業及び土地改良区施設維持管理適正化事業を取り組み、土地改良施設の基盤強化を図っています。

また、平成20年度より、三重用水を補給水源とする一連の地域集団の組織として、多面的機能支払交付金による、農業・農村環境を守るための保全活動にも地域住民一体となって、取り組んでいます。

近年、当土地改良区地域内に新名神高速道路、国道477号線バイパス道路が完成し、著しく農村環境が変化する中、土地改良区施設の適正な維持管理や農地の保全を次世代へ継承出来るよう、組合員、担い手農業者の協力を得ながら、役職員一丸となって務めて参ります。



調印式での記念撮影の様子



多面的機能支払交付金による水路の補修工事
(共同活動)

研 修 参 加 状 況

オ ー ト バ ル ブ 研 修 会

業務課の職員は、令和3年2月25日に、森田鉄工所のご協力のもと、三重用水土地改良区が管理するオートバルブで、実際に操作をしながら研修をしていただきました。

研修会で学んだことを、業務の中で活かし、施設の適正な維持管理に努めてまいります。



研修の様子



オートバルブ

関 係 機 関 の 人 事 異 動 (新しく着任された方々)

順不同・敬称略

水資源機構 三重用水管理所

| | |
|--------------|-------|
| 所長 | 川地 悟 |
| 所長代理(管理) | 諸石 耕一 |
| (新設)所長代理(設備) | 田口 智浩 |

| | |
|-------|-------|
| 総務班 | 平野 憲治 |
| 管理班 | 泉 昂佑 |
| 財産管理班 | 犬田 嘉宏 |

三重県農林水産部

| | |
|----|-------|
| 部長 | 更屋 英洋 |
|----|-------|

四日市農林事務所

| | |
|----|------|
| 所長 | 福田 渡 |
|----|------|

| | |
|--------|-------|
| 農村基盤室長 | 近藤 和也 |
|--------|-------|

桑名農政事務所

| | |
|----|-------|
| 所長 | 中村 雅人 |
|----|-------|

| | |
|--------|-------|
| 農村基盤室長 | 水谷 勝則 |
|--------|-------|

四日市市

| | |
|----|-------|
| 課長 | 杉本 和功 |
|----|-------|

いなべ市

| | |
|----|-------|
| 課長 | 二井 弘樹 |
|----|-------|

東員町

| | |
|----|-------|
| 課長 | 石垣 正紀 |
|----|-------|

菟野町

| | |
|----|-----|
| 課長 | 秦 崇 |
|----|-----|



三重用水土地改良区事業



| 令和2年度工事名 | 事業費(円) |
|---|------------|
| ① 山田支線空気弁補修工事 空気弁 11基・仕切弁 1基 | 6,160,000 |
| ② 朝明支線安全弁等補修工事 安全弁 4基・ストレーナー 1基・仕切弁 1基 | 4,675,000 |
| ③ 竹谷支線他流量計更新工事 受信機18台・流量計1台(受信機含む) | 5,280,000 |
| ④ 員弁支線桑名分線空気弁補修工事 空気弁6基 | 2,288,000 |
| ⑤ 川北分線水管橋補修工事 1箇所 | 143,000 |
| 計 | 18,546,000 |

以上5件の補修工事が行われました。

① 山田支線 空気弁補修工事



補修前



補修後

② 朝明支線 安全弁等補修工事



補修前



補修後

～令和2年度に治水協定を締結しました～

国において、令和元年の台風19号(東日本台風)の被害を教訓に、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針が令和元年12月12日に定められたことを受けて、三重用水に関係するすべてのダムにおいて、河川管理者、ダム管理者、関係利水者間で、事前放流による洪水調節容量の確保に向けた治水協定が結ばれることとなり、三重用水土地改良区においても、地域のさらなる安全・安心の確保を図ることに協力しました。

協定締結状況

| ダム名 | 治水協定名 | 締結年月日 |
|--------|-----------|-----------|
| 打上調整池 | 木曾川水系治水協定 | 令和2年5月29日 |
| 加佐登調整池 | 鈴鹿川水系治水協定 | 令和2年5月29日 |
| 中里ダム | 員弁川水系治水協定 | 令和2年8月31日 |
| 宮川調整池 | 朝明川水系治水協定 | 令和3年3月12日 |
| 菰野調整池 | 三滝川水系治水協定 | 令和3年3月12日 |

協定締結者

- 木曾川水系・・・協定者35者(国土交通省木曾川上流事務所、木曾川下流事務所、丸山ダム管理所、長野県、水資源機構中部支社、愛知用水総合管理所、岩屋ダム管理所、味噌川ダム管理所、徳山ダム管理所、三重用水管理所、関西電力水力部、中部電力岐阜水力センター、イビデン株式会社、垂井町、可児川防災等ため池管理組合、可児土地改良区、農林水産省木曾川水系土地改良調査管理所、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、恵那市、下呂市、各務原市、八百津町、愛知用水土地改良区、入鹿用水土地改良区、木曾川右岸用水土地改良区連合、西濃用水土地改良区、三重用水土地改良区)
- 鈴鹿川水系・・・協定者6者(国土交通省三重河川国道、三重県県土整備部、水資源機構三重用水管理所、三重県農林水産部、企業庁、三重用水土地改良区)
- 員弁川水系、朝明川水系、三滝川水系・・・協定者5者(県土整備部、水資源機構三重用水管理所、農林水産部、企業庁、三重用水土地改良区)



打上調整池



加佐登調整池



みどり
水土里ネット
三重用水

～みずを大切に!!～